

2022年3月11日

各 位

会 社 名 株式会社シック・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福地 泰
(コード番号：7365 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役経営管理本部本部長 鈴木 良助
電話番号 03 - 5946 - 8850

**親会社である株式会社光通信の完全子会社である株式会社HCMA アルファによる
当社株式等に係る株式等売渡請求を行うことの決定、当該株式等売渡請求に係る承認及び
当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2022年3月4日付「親会社である株式会社光通信の完全子会社である株式会社HCMA アルファによる当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の親会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）の100%子会社である株式会社HCMA アルファ（以下「HCMA アルファ」といいます。）が2022年1月19日から実施しておりました、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2022年3月3日をもって終了し、本公開買付けの結果、HCMA アルファが所有する当社の議決権の合計数の当社の総株主の議決権の数に占める割合（以下「議決権所有割合」といいます。（注2））が95.52%となり、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主に該当することとなりました。

本日、当社は、HCMA アルファより、本公開買付けによりHCMA アルファが当社の特別支配株主となったものの、本公開買付けにおいてHCMA アルファが当社株式及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、2022年1月18日付で当社が公表いたしました「親会社である株式会社光通信の完全子会社である株式会社HCMA アルファによる当社株式等に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（その後の2022年1月19日付の一部訂正を含み、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得し、当社をHCMA アルファの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（HCMA アルファ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、新株予約権の保有者の全員（HCMA アルファ及び当社を除きます。以下「本売渡新株予約権者」といい、本売渡株主と併せて「本売渡株主等」といいます。）に対し、その保有する新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と総称して「本株式等売渡請求」といいます。）する旨の通知を受けました。

当社は、かかる通知を受け、当社取締役会において、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2022年4月11日まで整理銘柄に指定された後、2022年4月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場（以下「東証グロース」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

なお、本公開買付けにおいて買付け等をする株券等の対象とした本新株予約権のうち、当社第3回新株予約権（注1参照）の全部は、本公開買付けの結果、HCMA アルファに取得されたため、本株式等売渡請求の対象とされておりません。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の①及び②を総称していいます。

① 株式移転（※）により、株式会社アクトコール（以下「アクトコール」といいます。）が発行していた同社第6回新株予約権（発行決議日：2019年4月22日）に代わり、当該株式移転に係る株式移転計画に基づいて2021年4月1日に交付された、当社第2回新株予約権

② 株式移転（※）により、アクトコールが発行していた同社第7回新株予約権（発行決議日：2020年5月26日）に代わり、当該株式移転に係る株式移転計画に基づいて2021年4月1日に交付された、当社第3回新株予約権

（※）当社を株式移転設立完全親会社、アクトコールを株式移転完全子会社とし、2021年4月1日を効力発生日として実行された単独株式移転をいい、以下「本株式移転」といいます。なお、アクトコールが発行していた同社第5回新株予約権（発行決議日：2015年5月18日）の新株予約権所有者に対し、その保有する当該新株予約権に代わるものとして、本株式移転に係る株式移転計画に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2021年4月1日から2022年6月1日まで）は、全部行使されたことにより2021年9月30日付で全て消滅しております。

（注2）「議決権所有割合」は、当社が2022年2月10日に提出した第2期第1四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の発行済普通株式総数（11,257,900株）から、当社が2022年2月10日に公表した「2022年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（135,371株）を控除した株式数（11,122,529株）に係る議決権数（111,225個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

記

1. 本株式等売渡請求の概要

（1）特別支配株主の概要

（1） 名称	株式会社 HCMA アルファ
（2） 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役 和田 英明
（4） 事業内容	企業の経営、管理、業務等の改善に関するコンサルティング業務 等
（5） 資本金	20百万円
（6） 設立年月日	2021年2月1日
（7） 大株主及び持株比率	株式会社光通信 100.0%
当社と特別支配株主との関係	
（8） 資本関係	HCMA アルファは、当社株式 10,624,299 株（議決権所有割合：95.52%）を所有しています。
人的関係	該当事項はありません。 ただし、本日現在、当社の取締役会は7名で構成されており、そのうち3名が HCMA アルファの完全親会社である光通信の執行役員又は従業員としての地位を有しております。 なお、上記のほか、当社グループ（注3）以外の光通信グループ（注4）の従業員の当社グループへの出向はございません。
取引関係	該当事項はありません。 ただし、光通信グループである株式会社グランデータとの間に有価証券の取引関係が、同じく光通信グループである株式会社コア・コンサルティング・グループとの間に事業

		運営全般に係るアドバイザー業務の取引関係が、それぞれございます。
	関連当事者への該当状況	HCMA アルファ及び光通信は、当社の親会社であり、HCMA アルファ及び光通信は当社の関連当事者に該当いたします。

(注3)「当社グループ」とは、当社並びにその連結子会社及び関連会社をいいます(本日現在、当社、当社の連結子会社である株式会社インサイト(以下「インサイト」といいます。)、当社の持分法適用関連会社である株式会社イーガイアで構成されております。)。以下同じです。

(注4)「光通信グループ」とは、HCMA アルファの完全親会社である光通信並びにその連結子会社(2021年9月30日現在、光通信、当社グループを含む連結子会社123社で構成されているとのこと)をいいます。以下同じです。

(2) 本株式等売渡請求の日程

売渡請求日	2022年3月11日(金曜日)
当社の取締役会決議日	2022年3月11日(金曜日)
売買最終日	2022年4月11日(月曜日)(予定)
上場廃止日	2022年4月12日(火曜日)(予定)
取得日	2022年4月14日(木曜日)(予定)

(3) 売渡対価

- ① 当社株式(当社の普通株式)1株につき金730円
- ② 本新株予約権1個につき金1円

2. 本株式等売渡請求の内容

当社は、HCMA アルファより、本日付で、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号・第3号)

HCMA アルファは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき730円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

① 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第4号イ)

該当事項はありません。

② 新株予約権売渡請求により売渡新株予約権者に対して売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第4号ロ・ハ)

HCMA アルファは、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価(以下「本新株予約権売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡新株予約権1個につき1円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式等を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2022年4月14日

- (5) 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

HCMA アルファは、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を、光通信からの借入金を原資として支払うことを予定しております。

- (6) その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主等の住所又は本売渡株主等が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（HCMA アルファが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主等に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払を実施するものとします。なお、かかる支払に関する当社又はHCMA アルファからの本売渡株主等に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主等の住所又は本売渡株主等が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）と、それぞれ同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2022年1月18日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権所有者」といいます。）の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権所有者の皆様への判断に委ねることを、決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(i) 光通信及びHCMA アルファからの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、光通信から、2021年11月4日に公開買付けを通じた完全子会社化を検討している旨の説明を電子メール及び口頭で受領し、当社としても社内で検討を開始する旨を口頭で回答するとともに検討を開始したうえで、両社の実務者間で具体的なプロセスの協議を開始したことを受け、2021年11月30日に、本取引に関して、光通信、HCMA アルファ及び当社並びに本取引から独立し

た第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、光通信、HCMA アルファ及び当社並びに本取引から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を、それぞれ選任いたしました。なお、プルータス及びTMI 総合法律事務所ともに、当社グループが光通信と資本関係を有することとなる以前より当社グループと取引実績があり、選任にあたっては光通信から紹介や斡旋を受けた経緯はございません。

さらに、当社取締役会は、HCMA アルファの完全親会社である光通信が当社の支配株主であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社取締役会において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けについて、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。)が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについての意見を取得することを目的として、2021年11月30日、吉岡毅氏(当社独立社外取締役・弁護士)及び小形聰氏(当社独立社外取締役・税理士)並びに企業価値評価に関する専門的知識とM&Aに係る豊富な実務経験を有する外部専門家として、TMI 総合法律事務所から紹介を受けた中田隆三氏(株式会社BIZVAL FAS代表取締役)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置することを決議しております。なお、中田隆三氏は、光通信、HCMA アルファ及び当社並びに本取引から独立しており、重要な利害関係を有していません。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、本取引の目的、本取引の条件について、TMI 総合法律事務所の助言を受けながら、2021年11月上旬以降、光通信及びHCMA アルファとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。

また、当社は、本公開買付価格についても、2021年12月中旬以降、HCMA アルファとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。具体的には、当社は、2021年12月14日に、光通信から本公開買付価格を2021年12月10日の東証マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における当社株式の終値(540円)に対して20%のプレミアムを加えた金額である648円とする提案を受けましたが、独立の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果、当社株式の市場価格の動向、当社の1株当たり純資産価値等を踏まえて検討した結果、2021年12月16日より当該光通信による提案を維持して協議・交渉を開始したHCMA アルファに対し、当社は、独立の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果等を鑑みると当社の企業価値を十分に反映した提案価格ではないとして、2021年12月17日に提案価格の再検討を要請いたしました。その後、2022年1月6日にHCMA アルファから本公開買付価格を648円とする再提案を受けましたが、2022年1月11日に当社は当該価格では株主に対して応募推奨することはできないと判断し提案価格を再検討いただきたい旨を改めて要請いたしました。2022年1月11日、HCMA アルファから本公開買付価格を658円とする再提案を受けましたが、2022年1月12日、当社は、当社の考える合理的な価格水準として、本公開買付価格を730円以上とする提案を行いました。2022年1月12日、当社は、HCMA アルファからの本公開買付価格を730円とすることで応諾する旨の返答を受け、HCMA アルファとの間で本公開買付価格を730円とすることについて実務レベルでの合意に至りました。

また、本新株予約権買付価格については、当社はHCMA アルファより、2022年1月13日に、本新株予約権買付価格を本新株予約権1個当たり1円とする提案を受けました。

(iii) 当社の意思決定の内容

上記の経緯のもとで、当社は、2022年1月18日開催の当社取締役会において、プルータスより2022年1月17日付で取得した株式価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、2022年1月18日付で本特別委員会から取得した答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社グループの企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社は、以下のとおり、本取引は当社グループの企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するとの結論に至りました。

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②HCMA アルファが本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、将来的な更なる取扱件数の増加や、より大型となる案件等の受注等を鑑みますと、迅速かつ安定した更なる資金調達体制の構築が必要であると考えられることや、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が不透明になったこと、また、新型コロナウイルス感染防止の観点から拡大した非接触決済の需要に伴う事業者の増加といった点で、当社グループが属する決済ソリューション市場は厳しい市場環境と競争環境の中にあります。こうした状況のもとで、当社グループは、単発かつ低単価な決済を取り扱う事業者が大半を占める中においても、「暮らし」のカテゴリに特化し、家賃という継続的かつ高単価な決済を取り扱っているという点において差別化され、当社グループが市場シェアを拡大させることにより、継続的かつ安定的に取扱件数及び取扱高を増加させていくことが可能であると認識しております。しかしながら、当社グループの今後の成長速度を加速させるためには、既存顧客との取引規模の拡大及び新規顧客の獲得に不可欠な事業資金の確保、家賃の決済代行等の出納管理業務のノウハウや決済履歴などのデータを活かした新規事業の開発、また当社のビジョンでもあります「10年後、暮らしのプラットフォームを創造しユーザー1,000万人を目指す」にはスピード感も必要であることから、当該ビジョンを実現するために必要なM&Aを行うための資金及び人材の確保並びに人材育成、及び決済取引高の拡大に伴うリスク管理体制、内部管理体制及び情報セキュリティの強化等が経営課題であると考えております。当社は、上記の経営課題に対処するため、本取引を通じて以下の施策を実施することにより、以下のシナジー効果を期待することができ、これらのシナジー効果は当社の企業価値向上に資すると考えるに至りました。

(a) 資金調達力の強化

当社グループよりも遥かに高い与信力及び調達力を有すると考えているHCMA アルファの完全子会社となることにより、当社は、既存の事業及び新規事業に必要な資金を機動的・安定的に調達することが可能となると考えています。この点、現時点において当社は上場会社であり、一般論として、公募増資や第三者割当増資といった多様な資金調達が可能な環境下にはありますが、2021年9月末現在で約255億円の決済取扱高があり、今後の将来的な取扱件数をより増加させるためには、資金調達力を強化する必要があります。当社は、光通信の単純子会社であるとともに、あくまでHCMA アルファから独立した上場会社である現状と比して、HCMA アルファの完全子会社となることにより、HCMA アルファの完全親会社である光通信による連帯保証等による与信力をより直接的に活用した調達や、光通信からの借入が可能となることで、資金調達力が現状よりも大幅に強化されるものと考えております。これにより、当社グループは、事業資金の確保という課題に影響を受けることなく、よりスピード感を持って既存顧客との決済取扱高の拡大、新規顧客の獲得、新規事業の開発及びM&A等を通じたさらなる成長を実現することができるものと考えます。

(b) 人材確保及び人材育成

当社グループの主力事業である決済ソリューション事業に従事する従業員は、2021年9月末時点で29名であるところ、これまでは、上場会社として独立した事業運営を行っている状況のもとで、当社グループの独立性の維持及び確保の観点から、光通信グループからの在籍出向などによる人材の補強交流を積極的に行うことには、独立した上場子会社として、上場親会社たる光通信又は光通信グループに対して人材面における依存性が生じないようにすべきである点や、経営の中核人材を光通信又は光通信グループが占めることにより機密情報管理上の問題が生じないようにする観点から、一定の限界が存在しました。しかし、本取引の実行により、そうした制限を取り払うことで、HCMA アルファ、光通信グループ内向けに料金回収（請求・収納）等の収納代行サービスを運営するスマートビルディングサービス株式会社（以下「SBS社」といいます。）及びSBS社の業務委託元である光通信グループとの出向等を含めた人材交流を積極的に行い、決済事業のノウハウを持った人員及び人材の確保が可能となります。また、SBS社の提供する主なサービスは消費者向けの割賦払いサービスであり、料金の請求・回収業務及びそれらに付帯する業務

を行っております。顧客及び1件当たりの取扱額の規模いずれについても、当社グループの既存サービスである家賃決済代行サービスとは異なるため、決済事業に関する新しいノウハウを相互に連携することが可能となり、幅広いノウハウを有する人材育成を実現することが可能となるものと考えます。

(c) 内部管理体制、情報セキュリティの強化

事業の成長により決済取扱高を拡大するにあたっては、内部管理体制及び情報セキュリティの強化が必要となること、これらの体制の強化を行うためには、専門性を有する人材の確保を含め相応の投資と時間が必要となります。この点、HCMA アルファの完全親会社である光通信は、東京証券取引所市場第一部の上場会社として、これらの体制を整備しております。当社としては、本取引を実行し、光通信の完全子会社となることで、あくまで独立した上場会社としてこれらの体制を独自に確立する必要がある現状と比して、当社グループにおいても光通信グループの管理体制や情報の共同利用等の各種リソースを制限なく活用することが可能となり、効率的かつスピーディに体制強化に取り組むことができると考えております。

(d) 決済事業の顧客サービス連携、システム運営及び収納代行会社への交渉力の強化

当社が光通信の単純子会社かつ上場会社である状況のもとでは、当社は独立した上場会社として、上場親会社である光通信又は光通信グループに対して事業上の依存性が生じることに嫌抑的であればならないことから、SBS社との連携においても一定の限界が存在していたものの、HCMA アルファの完全子会社となり非公開化することで、そうした制限を受けずに当社グループがSBS社と連携することにより、当社グループで取り扱っている家賃決済代行サービスに係る入居者は、様々な決済サービスを利用していることが想定されるため、入居者向けの新規決済サービスの立ち上げや、システムの連携強化などが、完全に同一のグループ内の会社同士となることで、シームレスに実現できるものと考えております。また、両社における収納代行会社からの調達関連の業務を連携させることなどを通じて、収納代行会社に対する交渉力の強化も可能となるものと考えております。

(e) 上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減

当社において、上場維持のための体制や業務負担は、年間上場料金等の固定的なコストに加え、近年のコーポレート・ガバナンス・コードの改訂に代表されるコーポレート・ガバナンスに関する規制の強化に対応するため、年々増大しております。HCMA アルファの完全子会社となり、非公開化することによって、これらのコスト及び業務負担を軽減できると考えております。

(f) 親子上場に係る潜在的な利益相反リスクの排除

HCMA アルファの完全子会社となり、非公開化することで、光通信グループと当社の少数株主の間の利益相反や当社の独立性確保の観点から、恒常的に存在する当社の事業上の制約を解消することができ、迅速かつ柔軟な事業運営が可能になるとともに、親子上場に存在する潜在的な利益相反のリスクも排除できると考えます。

そして、上記各施策は、当社が上場会社かつ光通信の非完全子会社として存続する場合には、これらを実施することが困難であるか、又は当社の少数株主の利益への配慮が必要となり、迅速かつ機動的な実施が困難であるため、上記のような各施策を実施するために本取引を通じてHCMA アルファが当社を完全子会社化することが合理的であり、かつ株主共同の利益の確保に資すると考えるに至りました。

なお、本取引が実行された場合、当社は、HCMA アルファを通じた間接保有の形による光通信の完全子会社となりますが、HCMA アルファは、事業子会社に対して経営支援及び経営管理を行う光通信グループの中間持株会社という位置付けであり、上述したシナジー効果は光通信の直接の完全子会社となる場合と同様に生じるものと考えております。

また、当社は、本公開買付価格である730円は、以下の(a)から(e)記載の理由により、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると、2022年1月18日の取締役会決議にて判断いたしました。

なお、当社は、2021年11月2日付で「特別利益の追加計上及び2021年9月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「本業績予想修正」といいます。）を公表しておりますが、本業績予想修正は、(i)光通信から完全子会社化を検討している旨の説明を初めて受領した11月4日より前に公表したものであるとともに、(ii)連結子会社による株式交換により、特別利益を追加計上することになったことから、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではありません。

- (a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii)算定の概要」に記載のプルータスによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限値を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果のレンジの範囲内であること。
- (b) 本公開買付けの公表日（2022年1月18日）の前営業日である2022年1月17日の東証マザーズにおける当社株式の終値505円に対して44.55%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値511円に対して42.86%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値561円に対して30.12%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値637円に対して14.60%のプレミアムを加えた金額となっており、過去3年間における公開買付けを利用した支配株主による完全子会社化事例33件におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値に対して平均37.3%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対して41.4%、直近3ヶ月の終値の単純平均値に対して平均42.8%及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対して平均42.0%）と比較しても、重視すべきと考えられる公表日の前営業日の終値及び直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムが同種過去事例の平均を上回っていることなどを総合的に考慮すると遜色のない水準であり、合理的なプレミアムが付されていると考えられること。
- (c) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (d) 上記措置が採られた上で、HCMA アルファと当社との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた結果として提案された価格であること。
- (e) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2022年1月18日付で本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付けの妥当性が確保されていると判断されていること。

以上より、当社は、2022年1月18日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付け価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2022年3月4日、HCMA アルファより、本公開買付けの結果について、当社株式10,624,299株並びに第2回新株予約権360個及び第3回新株予約権1,000個の応募があり、買付予定数の下限（6,266,500株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。その結果、2022年3月10日（本公開買付けの決済開始日）付で、HCMA アルファの所有する当社株式の議決権所有割合は95.52%となり、HCMA アルファは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、HCMA アルファより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、(i) 本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、2022年1月18日開催の当社取締役会で決議したとおり、上記の経緯及び理由により、当社が本取引により HCMA アルファの完全子会社となるのが、当社グループの企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii) 本売渡株式1株につき730円という本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であること、本売渡新株予約権1個につき1円という本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格と同一の価格であること、及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主等にとって相当な価格であり、本売渡株主等の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) HCMA アルファは、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を、光通信からの借入金を原資として支払うことを予定しているところ、HCMA アルファは、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2022年1月17日時点の HCMA アルファの当該借入金を含む預金残高に係る2022年1月18日付残高証明書を提出しており、また、HCMA アルファによれば、2022年1月17日以降、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないとのことであること等から、HCMA アルファによる本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(vi) 本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本株式等売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、当社が HCMA アルファの完全子会社となるための本取引を進めるべく、HCMA アルファからの通知のとおり、本日付で本株式等売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格とそれぞれ同額であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に、改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場されていますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2022年4月11日まで整理銘柄に指定された後、2022年4月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証グロースにおいて取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、HCMA アルファ及び当社は、2022年1月18日現在において、当社が HCMA アルファの完全親会社である光通信の連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当すること、また、光通信及び HCMA アルファと当社の一般株主の皆様との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する

取引に該当することに鑑み、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下のような措置を実施しております。

なお、HCMA アルファは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、2022年1月18日現在、HCMA アルファの完全親会社である光通信が当社株式5,847,300株（所有割合：51.85%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考えていることから、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、HCMA アルファ及び当社としては、HCMA アルファ及び当社において以下の各措置を講じていることから、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以上の理由より、当社からHCMA アルファに対して、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限の設定を要請した経緯はございません。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付け価格の公正性を担保するため、2022年1月17日付で、プルータスから当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております。

詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i)設置等の経緯

当社は、HCMA アルファが当社の親会社である光通信の完全子会社であることを踏まえ、本取引の是非について当社取締役会において審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨を決定すること（本公開買付けについて、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。）が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについての意見を取得することを目的として、2021年11月30日、吉岡毅氏（当社独立社外取締役・弁護士）及び小形聰氏（当社独立社外取締役・税理士）並びに企業価値評価に関する専門的知識とM&Aに係る豊富な実務経験を有する外部専門家である中田隆三氏（株式会社BIZVAL FAS代表取締役）の3名から構成される本特別委員会を設置しました。なお、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）に関する事項、(c)本取引の手の公正性（公正性担保措置の内容及び程度に関する検討を含む。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明を含む。）を決定することが少数株主に不利益か否か（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問いたしました。

なお、当社取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して本特別委員会の答申の内容を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定（本公開買付けについて、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。）を行わ

ないことを併せて決議しております。

また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)本取引に係る調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(ii)当社に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を光通信及び HCMA アルファに伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら光通信及び HCMA アルファ（本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会を設定することを要望する権限、並びに (iii)特に必要と認める場合において、当社の費用負担の下、本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を与えることを決定しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2021年12月1日より2022年1月14日までの間に合計7回開催され、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行っております。具体的には、2021年12月1日開催の初回の本特別委員会において、TMI 総合法律事務所及びプルータスについて、当社、光通信及び HCMA アルファの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても、必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認の上、承認しております。

その後、本特別委員会は、(i)当社、光通信及び HCMA アルファより提出された各資料及び書類の検討、(ii)光通信の役職員に対する、本取引実施の目的及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、(iii)当社の役職員に対する、当社の事業の内容、外的環境、現在の経営課題、プルータスによる株式価値算定の前提とした事業計画の作成方法・作成過程及び内容等に関する事項のヒアリング、並びに(iv)プルータスに対する当社株式の価値分析に関する事項のヒアリング等を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、光通信及び HCMA アルファと当社との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けたうえで、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、本公開買付価格を730円とする旨の合意に至るまで、複数回にわたり意見を述べるなどして、光通信及び HCMA アルファとの交渉過程に実質的に関与しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2022年1月18日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(a) 本取引の目的の合理性（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

ア 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社、光通信及び HCMA アルファに対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- HCMA アルファの完全親会社である光通信は、1988年2月に設立され、その普通株式は1999年9月に東京証券取引所市場第一部に上場され、光通信グループ全般の経営管理機能を担っている。HCMA アルファは、光通信の子会社として2021年2月に設立され、光通信グループ内の一部の子会社の株式を会社分割等により承継し、中間持株会社として当該子会社に対して経営支援及び経営管理を行っている。HCMA アルファが経営支援及び経営管理を行う HCMA アルファの子会社は、事業者や消費者に対し、通信サービスや電力等の生活インフラサービス等を、直接的又は取引先企業を通じて間接的に提供している。
- 一方、当社は、2021年4月1日に、アクトコールが本株式移転を行ったことにより設立され、同日付で、アクトコールに代わって東証マザーズにテクニカル上場した。当社の前

身であるアクトコールは、2005年1月に株式会社全管協サービスとして設立し、2006年11月に株式会社アクトコールへ社名変更した後、主に賃貸入居者への緊急駆けつけサービスの提供等を行う住生活関連総合アウトソーシング事業を中心として事業を拡大し、2012年7月には東証マザーズに普通株式を上場した。その後、アクトコールは、2013年3月に不動産管理会社向けに家賃決済代行サービス等の提供を行う決済ソリューション事業を営むインサイトを子会社化し、不動産業界におけるサービス提供範囲を拡大した。アクトコールは、2015年から2018年にかけて、不動産業界以外へのサービス提供を目指し、事業の多角化を行ったものの、2018年11月の光通信との資本業務提携を機に、アクトコール及びインサイトの創業事業である住生活関連総合アウトソーシング事業と決済ソリューション事業への経営資源集中へと方針転換を行った。2020年10月にはアクトコールのコールセンター部門を、新設分割により新たに設立した株式会社TSUNAGU（以下「TSUNAGU」という。）に承継させ、2021年3月30日に、本株式移転により東証マザーズへの上場を廃止した。

- ・当社は、2021年4月1日に設立後、2021年6月に、本株式移転により完全子会社となったアクトコールが所有する、インサイト及びTSUNAGUの全株式を現物配当により取得し、両社を直接子会社化した。さらに、2021年9月には、ジャパンベストレスキューシステム株式会社を株式交換完全親会社、当社の子会社であったアクトコール及びTSUNAGUを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、アクトコール及びTSUNAGUを連結の範囲から除外するに至っている。これにより、当社は、現在、当社並びにその連結子会社であるインサイト及び持分法適用関連会社である株式会社イーガイアにより構成されるグループとして事業活動をしている。
- ・当社グループは、当社の前身であるアクトコールの時から、「暮らしを豊かに」をテーマに、創業以来取り組んでいる不動産業界へのサービス提供に加え、暮らしにかかわる商品やサービスを通じて業容の拡大を進めてきたが、2018年11月期において多角経営方針の見直しを行い、不動産開発事業や不動産フランチャイズ事業、飲食事業等新規事業から撤退するとともに、2020年9月期においては、安定的に成長を遂げてきた主力事業である住生活関連総合アウトソーシング事業及び決済ソリューション事業の拡大に注力することとし、不動産総合ソリューション事業におけるサービスオフィス運営事業を会社分割により承継させ、保有する不動産物件を売却することにより、事業整理を進めてきた。また、前述のとおり、2021年9月にはジャパンベストレスキューシステム株式会社とのアクトコール及びTSUNAGUの株式交換により、住生活関連総合アウトソーシング事業から撤退した。これにより、事業開始以来継続的に成長を遂げている主力のストック型事業であり、高い収益性と成長力を持つ決済ソリューション事業に経営資源を集中させることで、当社グループの成長スピードの加速を目指してきた。当社は、ホールディングス企業として、傘下グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務を行っているが、住生活関連総合アウトソーシング事業を営んでいたアクトコール及びTSUNAGUを連結の範囲から除外した結果、現在、当社グループの主な事業内容は、インサイトの営む決済ソリューション事業で構成されている。具体的には、主に、不動産賃貸管理会社、不動産オーナー向けに、家賃の概算払いと出納業務を組み合わせた家賃決済代行サービス等を提供しており、特徴としては、入居者の口座残高不足等による家賃の引落しが不能の場合でも、家賃全額を不動産管理会社、不動産オーナーへ概算払いする点が挙げられ、これにより不動産管理会社及び不動産オーナー等における賃貸不動産の家賃回収等の資金効率化に寄与している。
- ・しかしながら、当社は、決済ソリューション事業を中心とした当社グループの更なる成長のためには、以下の点が長期的な課題であると認識している。まず、家賃決済代行サービスにおける概算払いを行うためには、入居者の口座残高不足等による家賃の引落しが不能となる場合が一定の割合で生じることに備えて一定の資金調達が必要であり、サービスの取扱件数増加に伴う家賃の取扱高が拡大していることに比例して、必要資金は増大している。家賃決済代行サービスにおける概算払いのスキームでは、毎月、家賃の

口座引落とし直後に不動産オーナーに対して家賃の100%の金額の概算払いを行うが、取扱高の約20%に相当する資金を自社の借入により調達し、概算払い資金へ充当している。家賃の取扱高は、2021年9月期末時点で25,500百万円を突破しているが、今後の取扱件数及び取扱高の拡大に比例し、概算払い資金の調達及び拡大が継続的に必要となっている。現時点では、当社グループにおいて、債権流動化限度額6,000百万円及び総額5,500百万円の当座貸越契約及びコミットメントラインの契約（うち、2021年9月30日時点における借入残高は一時的に500百万円となっているが、毎月発生する概算払いによる立替金に充当する借入額は、2021年9月期末時点では5,100百万円（家賃の取扱高25,500百万円の20%）に達し、また、2022年9月期には5,500百万円に達する見込みであるため、上記借入枠を踏まえても、資金調達の拡大が必要な状況となっている。）を締結しており、現時点の事業を営む上での十分な資金調達を行える体制を整備しているものの、借入に係る契約については、当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年比75%以上に維持することや連結での経常利益を2期連続して損失としないようにすること、インサイトの営業損益が損失としないことなどの財務制限条項が付されているものがある。今後、財務制限条項に抵触する等により十分な資金調達が行えなかった場合には、サービス提供に影響を与えるリスクを孕んでいるところ、2023年9月期以降、漸次増加する取扱件数に加え、大型となる案件を受注することで取扱件数や必要資金が更に増加することを鑑みると、より迅速かつ安定した資金調達体制の構築が経営課題となっている。なお、2021年9月期の連結業績において、連結経常利益は559百万円、インサイトが営む決済ソリューション事業のセグメント利益は603百万円であった。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化により、今後の事業環境等が不透明である中であっても、既存サービスの件数拡大や、コロナ禍を機に拡大したオンライン決済等の多様な決済サービス事業者との競争等に対処しながら、一定のストックを積み重ねることによる緩やかな業績拡大は可能であると考えられているものの、そのための前提として安定した資金調達体制が必要である。

- このような状況の下で、当社において安定した事業運営を行い、中長期的な更なる企業価値向上を目指していくためには、資金調達の更なる安定化が必要不可欠であり、当社は、2021年1月中旬頃から、金融機関を活用した借入による資金調達の検討を開始し、当座貸越枠の増枠並びに債権流動化枠、コミットメントラインの増枠を受けた。しかし、企業価値向上のために家賃決済代行サービスの取扱高の増加を推進していく中で今後将来的に資金需要が増加することを考慮すると、資金調達を当社単独で行うことには限界があり、親会社である光通信を始めとする光通信グループの与信力を有効活用することが必要であると考えられた。
 - 2021年11月上旬、光通信と当社は、当社の課題である安定した資金調達をよりよい条件で実現するためには、光通信グループの手元資金や資金調達力を機動的に活用することが効果的であるところ、当社が光通信の上場子会社の状態では少数株主に配慮した経営を行う必要があり、光通信として提供できる資金額及び取引条件は当社が光通信の完全子会社である場合に比して制限せざるを得ないため、光通信又はその完全子会社が当社を完全子会社とすることが最適であるとの結論に至った。
 - 光通信は、当社との間で本取引の検討・協議を具体的に進める中で本取引の実施主体についても検討を行い、2021年12月中旬、下記（ア）及び（イ）の事項を踏まえ、HCMA アルファが光通信グループにおける中間持株会社として子会社の経営支援及び経営管理を行っていること、及び、主に光通信グループ内向けに料金回収（請求・収納）等の収納代行サービスを運営するSBS社と当社との間でのシナジーの創出が想定されるSBS社を完全子会社に有することから、HCMA アルファが当社株式を取得し本取引を実施することが、決済ソリューション事業を中心とした当社グループの企業価値の向上という本取引により期待される効果の最大化に資すると判断している。
- （ア）光通信としては、光通信グループでは、光通信グループが実施している各事業において顧客や取引先向けに継続的な料金請求や収納代行等の資金決済関連業務が発生して

いるが、光通信は当社を完全子会社とすることによって、将来的にはこれらの資金決済関連業務をインサイトに業務委託し、インサイトの事業が拡大し、当社グループのさらなる成長が期待できると考えていること。

(イ) 特に、光通信としては、当社が光通信を始めとする光通信グループの与信力を有効活用することで資金調達力を強化しつつ、HCMA アルファの完全子会社であり主に光通信グループ内向けに料金回収（請求・収納）等の収納代行サービスを運営する SBS 社と当社の間で、ノウハウやシステムや共有・連携や相互の顧客紹介を行うことで新規サービスの立上げや事業・サービスに係る競争力や商品力の強化といったシナジーの創出も想定していること。

・当社においては、上記の経営課題に対処するため、本取引を通じて以下の施策を実施することにより、以下のシナジー効果を期待することができ、これらのシナジー効果は当社の企業価値向上に資すると考えている。

(ア) 資金調達力の強化

当社グループよりも遥かに高い与信力及び調達力を有すると考えられる HCMA アルファの完全子会社となることにより、当社は、既存の事業及び新規事業に必要な資金を機動的・安定的に調達することが可能となると考えられる。この点、現時点において当社は上場会社であり、一般論として、公募増資や第三者割当増資といった多様な資金調達が可能な環境下にはあるものの、2021年9月末現在で約255億円の決済取扱高があり、今後の将来的な取扱件数をより増加させるためには、資金調達力を強化する必要がある。当社は、光通信の単子会社であるとともに、あくまで HCMA アルファから独立した上場会社である現状と比して、HCMA アルファの完全子会社となることにより、HCMA アルファの完全親会社である光通信による連帯保証等による与信力をより直接的に活用した調達や、光通信からの借入が可能となることで、資金調達力が現状よりも大幅に強化されるものと考えられる。これにより、当社グループは、事業資金の確保という課題に影響を受けることなく、よりスピード感を持って既存顧客との決済取扱高の拡大、新規顧客の獲得、新規事業の開発及び M&A 等を通じたさらなる成長を実現することができるものと考えられる。

(イ) 人材確保及び人材育成

当社グループの主力事業である決済ソリューション事業に従事する従業員は、2021年9月末時点で29名であるところ、これまでは、上場会社として独立した事業運営を行っている状況のもとで、当社グループの独立性の維持及び確保の観点から、光通信グループからの在籍出向などによる人材の補強交流を積極的に行うことには、独立した上場子会社として、上場親会社たる光通信又は光通信グループに対して人材面における依存性が生じないようにすべきである点や、経営の中核人材を光通信又は光通信グループが占めることにより機密情報管理上の問題が生じないようにする観点から、一定の限界が存在した。しかし、本取引の実行により、そうした制限を取り払うことで、HCMA アルファ、光通信グループ内向けに料金回収（請求・収納）等の収納代行サービスを運営する SBS 社及び SBS 社の業務委託元である光通信グループとの出向等を含めた人材交流を積極的に行い、決済事業のノウハウを持った人員及び人材の確保が可能となる。また、SBS 社の提供する主なサービスは消費者向けの割賦払いサービスであり、料金の請求・回収業務及びそれらに付帯する業務を行っている。顧客及び1件当たりの取扱額の規模いづれについても、当社グループの既存サービスである家賃決済代行サービスとは異なるため、決済事業に関する新しいノウハウを相互に連携することが可能となり、幅広いノウハウを有する人材育成を実現することが可能となるものと考えられる。

(ウ) 内部管理体制、情報セキュリティの強化

事業の成長により決済取扱高を拡大するにあたっては、内部管理体制及び情報セキュリティの強化が必要となるところ、これらの体制の強化を行うためには、専門性を有する人材の確保を含め相応の投資と時間が必要となる。この点、HCMA アルファの完全

親会社である光通信は、東京証券取引所市場第一部の上場会社として、これらの体制を整備している。当社としては、本取引を実行し、光通信及びHCMA アルファの完全子会社となることで、あくまで独立した上場会社としてこれらの体制を独自に確立する必要がある現状と比して、当社グループにおいても光通信グループの管理体制や情報の共同利用等の各種リソースを制限なく活用することが可能となり、効率的かつスピーディに体制強化に取り組むことができると考えられる。

(エ) 決済事業の顧客サービス連携、システム運営及び収納代行会社への交渉力の強化

当社が光通信の単純子会社かつ上場会社である状況のもとでは、当社は独立した上場会社として、上場親会社である光通信又は光通信グループに対して事業上の依存性が生じることに謙抑的でなければならないことから、SBS社との連携においても一定の限界が存在していた。HCMA アルファの完全子会社となり非公開化することで、そうした制限を受けずに当社グループがSBS社と連携することにより、当社グループで取り扱っている家賃の決済代行サービスに係る入居者は、様々な決済サービスを利用していることが想定されるため、入居者向けの新規決済サービスの立ち上げや、システムの連携強化などが、完全に同一のグループ内の会社同士となることで、シームレスに実現できるものと考えられる。また、両社における収納代行会社からの調達関連の業務を連携させることなどを通じて、収納代行会社に対する交渉力の強化も可能となるものと考えられる。

(オ) 上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減

当社において、上場維持のための体制や業務負担は、年間上場料金等の固定的なコストに加え、近年のコーポレート・ガバナンス・コードの改訂に代表されるコーポレート・ガバナンスに関する規制の強化に対応するため、年々増大している。HCMA アルファの完全子会社となり、非公開化することによって、これらのコスト及び業務負担を軽減できると考えられる。

(カ) 親子上場に係る潜在的な利益相反リスクの排除

HCMA アルファの完全子会社となり、非公開化することで、光通信グループと当社の少数株主の間の利益相反や当社の独立性確保の観点から、恒常的に存在する当社の事業上の制約を解消することができ、迅速かつ柔軟な事業運営が可能になるとともに、親子上場に存在する潜在的な利益相反のリスクも排除できると考えられる。

イ 検討

光通信及びHCMA アルファは、当社グループの置かれている事業環境や今後の経営課題を踏まえると、迅速かつ安定した資金調達体制の構築のためには光通信グループの手元資金や資金調達力を機動的に活用することが効果的であるところ、当社が光通信の上場子会社の状態では少数株主に配慮した経営を行う必要があり、光通信として提供できる資金額及び取引条件は当社が光通信の完全子会社である場合に比して制限されるため、光通信又はその完全子会社が当社を完全子会社とすることが最適である、また、HCMA アルファが光通信グループにおける中間持株会社として子会社の経営支援及び経営管理を行っていること、及び、当社との間でのシナジーの創出が想定されるSBS社を完全子会社に有することから、HCMA アルファが当社株式を取得し本取引を実施することが、決済ソリューション事業を中心とした当社グループの企業価値の向上という本取引により期待される効果の最大化に資する、と認識しており、かかる光通信及びHCMA アルファの認識に不合理な点は認められない。

また、当社が本取引を通じて実施することを期待している各施策、すなわち、資金調達力の強化、人材確保及び人材育成、内部管理体制・情報セキュリティの強化、決済事業の顧客サービス連携、システム運営及び収納代行会社への交渉力の強化、上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減、親子上場に係る潜在的な利益相反リスクの排除は、これらが実現されれば、当社の企業価値の向上が期待できると考えられ、さらに、本特別委員会からの質問及び回答を通じ、光通信及びHCMA アルファも、本取引を通じてこれらの施策を実現することが可能であり、又は、期待することができると認識していることが確認できていることから、

その実現可能性はあると考えられる。したがって、本取引を実施した上で、当社が想定している各施策を実現する必要があるとの当社の判断に特段不合理な点は認められない。

ウ 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は当社の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

(b) 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類を妥当性を含む。）に関する事項について

ア プルータスによる株式価値算定書

当社が、当社、光通信及び HCMA アルファ並びに本取引から独立した第三者算定機関であるプルータスから取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると505円から637円、DCF法によると570円から893円、とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法による算定結果の上限値を上回るものであるとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、プルータスの株式価値評価に用いられた算定方法等について、プルータスから、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画の概要、割引率の算定根拠、余剰現預金や事業外資産等の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格（730円）は、当社株式の2022年1月17日の東証マザーズにおける終値505円に対して44.55%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値511円に対して42.86%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値561円に対して30.12%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値637円に対して14.60%のプレミアムを加えた金額となっており、公開買付けを利用した親会社による上場子会社の完全子会社化の他社事例33件と比べて遜色のない水準であり、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると考えられる。

イ 交渉過程の手続の公正性

下記「(c)本取引の手続の公正性（公正性担保措置の内容及び程度に関する検討を含む。）に関する事項について」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

ウ 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主には、本公開買付けの後に実施される予定の、当社の株主を公開買付者のみとし当社をHCMA アルファの完全子会社とするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」という。）において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

エ 対価の種類を妥当性

本取引の対価の種類は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、①HCMA アルファの株式は上場しておらず十分な流動性がないため、本取引の対価として妥当ではないこと、②光通信の株式を対価とする取引と比較して、当社の株主においては、光通信の株式の市場株価の変動リスクに曝されることなく、確実に、上記のプレミアムを享受することができること、③光通信の株式を対価として取得したいと考える当社の株主においても、光通信の株式は市場において相当の流動性を有することから、本取引の対価として得た金銭を原資として光通信の株式を市場で取得することにより、事実上、光通信の株式を対価として取得するのと同様の状況を確認することができることから、本取引の対価の種類は妥当であるといえる。

オ 本新株予約権の買付価格

権利行使期間の開始日が公開買付期間の末日後に設定されており、また、権利行使価額が本公開買付価格を上回っている本新株予約権に係る買付価格については1円とされていることから、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かを本新株予約権所有者の判断に委ねることが相当と考えられる。

カ 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。なお、当社は、2021年11月2日付で本業績予想修正を公表しているものの、本業績予想修正は、(ア)光通信から完全子会社化を検討している旨の説明を初めて受領した11月4日より前に公表したものであるとともに、(イ)連結子会社による株式交換により、特別利益を追加計上することになったことから、東京証券取引所の適時開示基準に基づいて開示したものであり、本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではなく、本取引の取引条件の妥当性に影響を与えるものとは考えられない。

(c) 本取引の手續の公正性（公正性担保措置の内容及び程度に関する検討を含む。）に関する事項について

ア 特別委員会の設置

当社は、2021年11月上旬、光通信との間で本取引の実施及び本取引の一環として本公開買付けを実施することにつき具体的に検討を開始した後、2021年11月30日付け取締役会の決議に基づき、HCMA アルファの完全親会社である光通信が当社の支配株主（親会社）であることを踏まえ、当社取締役会において本取引の是非につき審議及び決議するに先立って、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすること（本取引の内容として実施される本公開買付けについて、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについての意見を取得することを目的として、当社の社外取締役である吉岡毅及び小形聰並びに株式会社BIZVAL FAS 代表取締役である中田隆三の3名から構成される本特別委員会を設置している。また、当社は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

イ 当社による検討方法

当社が本取引について検討するにあたっては、当社、光通信及びHCMA アルファ及び本取引から独立した第三者算定機関であるプルートス並びに法務アドバイザーであるTMI 総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、前述のとおり、本特別委員会は、プルートス及びTMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関及び法務アドバイザーとして承認している。

ウ 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を光通信及びHCMA アルファとの間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は、延べ3回にわたり本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり730円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり648円とするHCMA アルファの当初の提案より、82円の価格引上げを引き出している。

エ 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社、光通信及びHCMA アルファその他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社の取締役のうち、大橋弘幸氏、末吉章寛氏及び柴田亮氏はHCMA アルファの完全親会社である光通信の役職員を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引について決議する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しないことが予定されており、また、当社の立場において光通信及びHCMA アルファとの協議及び交渉にも一切参加しておらず、今後参加の予定もない。一方で、当社の取締役のうち、鈴木良助氏は、過去に光通信の従業員の地位にあった者であるが、光通信と当社の役職員の兼務状況が解消してから2年以上が経過しており、また、本取引に関して、光通信及びHCMA アルファ側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、当社の取締役として光通信及びHCMA アルファとの協議・交渉に参加すること並びに当社取締役会における審議及び決議に参加することは妨げられるものではないと考えられる。

オ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件

本公開買付けにおいて、HCMA アルファは、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の利益に資さないおそれがあること、4分の1弱の議決権を有する株主の意向によって4分の3強の議決権を有する株主の意向に反して本取引によって企図される企業価値の向上が阻害され得ること等を踏まえ、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの買付予定数の下限を設定していないものの、HCMA アルファとしてはマジョリティ・オブ・マイノリティの下限を設定しない場合でも、光通信、HCMA アルファ及び当社において、他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされており、本取引の公正性は確保されていると考えているとのことであった。

かかる説明を踏まえ、本特別委員会においても検討したが、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあること、及び本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

なお、本公開買付けの買付予定数の下限は、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合を行うにあたり、当社の株主総会において株式併合の議案が現実的に承認される水準となるよう(i)当社の2021年9月30日現在の発行済株式総数(11,257,900株)から同日現在当社が所有する自己株式数(135,371株)を控除した株式数(11,122,529株)に係る議決権個数(111,225個)に、(ii)当社の直近3事業年度に係る定時株主総会における議決権行使比率の最大値である84.51%(なお、当社の直近3事業年度に係る定時株主総会における議決権行使比率の平均値は72.46%であるものの、保守的に最大値である84.51%を使用しているとのことである。)を乗じ、さらに3分の2を乗じて得られる数の議決権数(62,665個、小数点以下を切上げ。)に(iii)当社株式の1単元に相当する100株を乗じた株式数(6,266,500株)とすることが予定されているが、このように、買付予定数の下限を過去の議決権行使比率を勘案した水準とすることで、本公開買付け実施後にHCMA アルファが当社の議決権総数の3分の2を保有するに至らない場合でも、当社の非公開化の実現可能性を十分確保し、本取引の成立の現実的な実現可能性を最大化しているといえることができる。また、万が一本公開買付けが成立したにもかかわらず本スクイーズアウト手続が実現しない事態が生じたとしても、HCMA アルファは、株式併合その他本スクイーズアウト手続に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内外での買付け等を含めたあらゆる手法により当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を行う方針で

あることから、最終的に非公開化が実現しないことは現実的に想定されないほか、当社が既に光通信の上場子会社であることを考慮すれば、非公開化が実現するまでの期間についても少数株主に重大な不利益をもたらすものではないと思料される。したがって、かかる下限の設定により、本取引の手續の公正性が害されるものではないと考えられる。

カ 取引保護条項の不存在

光通信及びHCMA アルファは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

キ 本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会の確保

HCMA アルファは、(ア) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式等売渡請求又は株式併合の方法により本スクイーズアウト手續を実施することを予定しているとのことであり、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(イ) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されること、また、株式等売渡請求において本新株予約権所有者に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付け価格に当該本新株予約権所有者がそれぞれ所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主及び本新株予約権所有者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。

HCMA アルファは、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権所有者に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式についてHCMA アルファ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することとしており、上記対抗的な買付け等の機会の確保と併せ、当該公開買付け期間の設定により、本公開買付けの公正性の担保について配慮している。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、現時点において当社の親会社かつHCMA アルファの完全親会社である光通信が当社株式について光通信グループ外の第三者に売却することは全く想定していないと考えられ、仮に積極的なマーケット・チェックを実施したとしてもその実効性は乏しいものと考えられる。

ク 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手續は公正であると判断するに至った。

(d) 上記(a)乃至(c)及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否かについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、当社の取締役会が、(ア) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権所有者が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権所有者の判断に委ねる旨を決定すること、及び(イ) 本公開買付け後に株式等売渡請求又は株式併合の方法を用いた本スクイーズアウト手續を実施することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、独立したリーガル・アド

バイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、同法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

なお、TMI 総合法律事務所は、当社、光通信及び HCMA アルファの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、TMI 総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、プルータスより取得した株式価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引を通じて各施策を実施することにより各シナジー効果を期待することができ、これらのシナジー効果は当社グループの企業価値向上に資すると考えるとともに、本公開買付け価格は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2022年1月18日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の監査等委員を含む取締役4名の全員一致（当社の取締役7名のうち、大橋弘幸氏、末吉章寛氏及び柴田亮氏を除く、審議及び決議に参加した4名の全員一致）で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、大橋弘幸氏は HCMA アルファの完全親会社である光通信の執行役員を、また、末吉章寛氏及び柴田亮氏は光通信の従業員を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において光通信及び HCMA アルファとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。一方で、当社の取締役のうち鈴木良助氏は、過去に光通信の従業員の立場を有していましたが、光通信と当社の役職員の兼務状況が解消してから2年間以上が経過しており、光通信及び HCMA アルファから指示を受ける立場にはなく、また本取引につき光通信及び HCMA アルファ側で一切関与しないことが予定されていることから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。

⑤ 取引保護条項の不存在

光通信及び HCMA アルファは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

HCMA アルファは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、HCMA アルファが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全ての株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主

総会の開催を当社に要請することを予定しているとのことであり、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（HCMA アルファ及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されること、また、株式等売渡請求において本新株予約権所有者の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権所有者がそれぞれ所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主及び本新株予約権所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

HCMA アルファは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 30 営業日としているとのことです。HCMA アルファは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権所有者の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について HCMA アルファ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式等売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、当社、光通信及び HCMA アルファとの間で協議、検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

HCMA アルファは、当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けを含む本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社は、2021 年 12 月 24 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主と取引等を行う際は、取締役会及び監査等委員会にて取引内容及び条件の妥当性を検討した上で取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応して参ります。」と示しております。当社は、本株式等売渡請求を含む本取引に関して、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、当社取締役会は、かかる対応は、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2022 年 1 月 18 日付で、本特別委員会から、本株式等売渡請求を実施することを含め、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の本答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式等売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式等売渡請求の承認に関しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得していません。

以上